

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年7月26日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「A課の「〇〇〇〇」課長（男性）が行ったとされる、〇〇職員、「〇〇〇〇」さんの〇〇〇〇ことに対する、ヒアリングシート議事録、ヒアリングした、日にち、時間が確実に判明するもの」について、公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

A課の「〇〇〇〇」課長（男性）が行ったとされる、〇〇職員「〇〇〇〇」さん（以下「特定職員」という。）の、〇〇〇〇ことに対する、ヒアリングシート議事録、日にち、時間が確実に判明するもの

2 決定の内容

当該公文書開示請求は、特定の個人名が記載され、当該個人に対する業務外における私的な事項についての面談に関する公文書の開示を求めるものであり、これに対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人に係る不開示情報（鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第7条第2号に掲げる情報）を開示することとなることから、公文書の存否を明らかにしないで行った不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

対象公文書の開示を求める。

鹿児島市役所にて〇〇〇〇職員として勤務している審査請求人の〇〇である特定職員（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇）が行った行為は、審査請求人の生命、健康、生活または財産を侵害するものである、と（審査請求人は）考えたため、条例第10条の免責事由：条例第7条第2号(イ)の趣旨に沿って、改めて（再度）公文書の開示を求めるものである。

2 反論書における主張要旨

(1) 実施機関の弁明の要旨に関して

本件審査請求を棄却する、との裁決は妥当であり、私は反論しない。

「今回は」審査請求を棄却して（されて）も私は構わない。

理由：私の行政的な手続きに明らかに瑕疵（欠陥）があった。

(2) 審査請求に係る公文書の件名に関して

記載のとおりで間違いはない。

(3) 本件処分内容及び理由に関して

(今回は) 妥当であると言える。

(4) 本件処分の適法妥当性に関して

(今回は) 妥当であると言える。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

当該公文書開示請求は、特定の個人名が記載され、当該個人に対する業務外における私的な事項についての面談に関する公文書の開示を求めるものであり、これに対し当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人に係る不開示情報（条例第7条第2号に掲げる情報）を開示することとなるため、不開示の処分を行ったものである。

また、当該公文書を不開示にすることにより、開示請求者を含む人の生命、健康等に被害が発生しておらず、将来これらが侵害される蓋然性も高いとは言えない。

以上のことから、本件処分は適法・妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

審査請求人は、反論書において本件処分の妥当性を認める旨の主張をしているが、鹿児島市長（審査庁）において、本件処分に対する審査請求を取り下げる意図ではない旨を確認し、諮問したとのことであるため、審査会として本件処分の妥当性を検討する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鹿児島市B局C部A課長（以下「市A課長」という。）が行ったとされる特定職員に対する、業務外における私的な事項についての面談に関する公文書である。

(2) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に加え、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。「個人に関する情報」とは、個人に関連する一切の事項であり、具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人の情報とされている。

また、同号ただし書きイでは、人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書きウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、不開示とする個人情報から除外される旨が規定されている。

職務遂行情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象としており、公務員等の情報であっても、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身

分取扱いに係る情報等は、職務遂行情報に当たらないとされている。

(3) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（以下「存否応答拒否」という。）と規定されている。

特定の個人名、団体名等を挙げて、当該個人、団体等に係る情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書の存否を答えることによって、不開示情報の保護利益が害されることとなる場合があり得る。例えば、特定の個人の病歴や犯歴に関する情報（条例第7条第2号）、特定企業の技術開発に関する情報等（条例第7条第3号）、特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（条例第7条第6号）等に係る公文書の開示を請求された場合、不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴や犯歴等の不開示とすべき情報の存在が明らかになることとなる。

(4) 本件処分の妥当性について

本件処分では、条例第7条第2号に該当する情報を不開示とするため、条例第10条に基づき存否応答拒否を行っていることから、それぞれの該当性について以下検討する。

ア 条例第7条第2号の該当性について

本件開示請求は、特定職員を名指ししての請求であり、審査請求人が主張する「〇〇〇こと」とは、業務に関する事項ではなく、特定職員の私事に関する事項であり職務遂行情報にも当たらない。

また、審査請求人は、審査請求人の生命、健康又は財産を保護するために、本件対象公文書に記載された情報を公にすることが必要であると主張するが、当該情報が、人の生命、健康又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められない。

よって、当該情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当せず、同号本文に定める不開示情報である。

イ 条例第10条の該当性について

アに記載のとおり、本件開示請求は、特定職員を名指ししての請求であり、本件対象公文書に記載された情報は、条例第7条第2号に該当する情報であることから、本件対象公文書の存否を回答するだけで、特定職員の私事に関する事項についての市A課長による面談の有無を明らかにすることとなり、不開示情報を開示することとなる。

以上により、存否応答拒否を理由とする不開示決定とした本件処分は妥当であると判断される。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年12月12日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年12月18日 (第7回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年2月16日 (第8回審査会)	答申案の審議を行った。